

広島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、江田島市選挙管理委員会から報告があつた。

平成二十八年七月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

指 定 施 設		変 更 項	変 更 後
名 称	所 在 地		
深江老人集会所	江田島市大柿町深江 845 番地 1	名 称	深江交流プラザ
		所在地	江田島市大柿町深江 845 番地 4